

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島厚生会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償費等(以下「報酬等」という。)について必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (役員報酬等の総額)

第3条 役員に対して、各年度の総額が40,000,000円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給に関する基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の各年度の総額は、法人の職員を兼務する理事の職員給与額を含むものとする。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員(理事長を除く。)が理事会及び評議員会に出席したとき、並びに評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第5条の報酬等はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事及び評議員の報酬)

第5条 理事長に対して、別表2により報酬等を支払うことができる。

2 前項に定めるもののほか、理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費については、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 報酬等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 この規程(第3条を除く。)は、法人の職員を兼務する理事については、適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

| 名 称       | 報 酬（日額） | 実費弁償費  |
|-----------|---------|--------|
| 理事会出席報酬等  | 10,000円 | 5,000円 |
| 評議員会出席報酬等 | 10,000円 | 5,000円 |

別表2（第5条及び第6条関係）

| 名 称          | 報 酬（月額又は日額）  | 実費弁償費    |
|--------------|--------------|----------|
| 理事長業務報酬等     | 月額2,000,000円 | 職員通勤手当相当 |
| 理事及び評議員業務報酬等 | 日額10,000円    | 5,000円   |
| 監事監査指導報酬等    | 日額18,000円    | 5,000円   |

別表3（第7条関係）

| 旅 費 | 宿泊費（日額） | 報 酬（日額） | その他必要な経費 |
|-----|---------|---------|----------|
| 実費  | 20,000円 | 15,000円 | 実費       |